

彦根市総合計画審議会 会議録要旨

彦根市総合計画審議会第3・第4合同部会		
日 時	令和3年9月30日(木) 10:00~12:00	
場 所	彦根勤労福祉会館 3階 中ホール	
出席者	審議会	別紙のとおり
	市職員	別紙のとおり
欠 席 委 員	志賀谷委員、竹村委員	

会議録の確定	
署名 (審議会部会長)	

1. 開会

[司会]

ただ今から、合同部会を開催させていただきます。私は、企画振興部次長の馬場でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日第3・第4部会の委員16名のうち竹村委員および志賀谷委員を除きます14名がご出席いただいております。岡村委員、吉倉委員、森委員、山崎委員の4名がオンラインで、他の委員の皆さまは、この場で、ご対面でご出席いただいております。

会議中の発言についてでございますが、会議録を作成させていただき関係上、発言をされます場合は、議長の許可を得ていただきまして、お名前を言っていただいたうえで発言をお願いしたいと思います。会場でご出席いただいております委員の皆様におかれましては、発言の際はマイクをご利用いただきたいと思っております。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、発言中もマスクを付けたままでご発言いただきますようよろしくお願いいたします。またオンラインでご出席いただいている委員の皆様におかれましても発言の際には議長にお声かけいただきまして、議長の許可を得ていただきましてお名前を言っていただいた上で発言をお願いしたいと思います。

なお本日の部会は、第3・第4部会の合同部会として、国土利用計画素案についてご意見をいただきたいと考えております。国土利用計画につきましては最も関係の深い部会が第4部会となりますことから事務局といたしましては、本日の議長につきましては第4部会の部会長様をお願いしたいと考えておりますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは本日の議長につきましては部会長様をお願いしたいと思います。それでは会議に先立ちまして、事務局から何点か連絡事項がございますので担当のほうから説明させていただきます。

[事務局]

それでは、事務局からまず資料の確認をさせていただきます。

次第が1枚、資料B5-1 委員名簿が1枚、資料B5-2 としまして国土利用計画素案が1部、資料B5-3 としまして「国土利用計画素案に対するご意見とその対応について」が1部、こちらが先日お送りさせていただいた資料でございます。さらに本日は必要に応じて現行の彦根市国土利用計画、また滋賀県の国土利用計画第5次のほうも適宜参考資料として使わせていただきます。こちらのほうは8月に委員の皆様にご意見照会をさせていただいた際、利用させていただいたものになっておりますので、また必要でしたら予備がございますので言っていただけたらと思っております。資料は以上となっております。さらに、本日事務局企画振興部のほうは会場でお出席いただいておりますが、関係各課の説明に関してもオンラインで参加をさせていただいております。必要に応じてオンラインでご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それではこれからの議事進行は、部会長様よろしくお願いいたします。

2. 議題

(1) 次期国土利用計画素案(案)について

[部会長]

おはようございます。本日は第3・第4部会合同という事で議事次第にございますように、「次期彦根市国土利用計画素案(案)について」という議題になっております。まず、はじめに、議事を進めてまいります。いくつか分割して進めさせていただきたいと思っております。

まず、最初に、今回このような形で国土利用計画の会議を行うという事で、彦根市国土利用計画の主旨というか位置づけ、それからこの部会で、どういったところを全体として進めていこうと考えているのか、今日の着地点等も含めて、主旨と全体の流れについて事務局からご説明をお願いします。

[事務局]

資料B5-2、次期国土利用計画素案(案)の2ページをご覧ください。部会長よりご説明がありました国土利用計画の位置づけですが、2ページ目の図に記載されております。国土利用計画は、国土利用計画法第8条に基づく国土の利用に関する計画となります。まず全国計画、国の全体の計画がありまして、それらを基本として、さらに滋賀県の国土利用計画があります。さらにその下に各市の計画、この各市の計画が今回の彦根市の国土利用計画に該当するものです。また、彦根市国土利用計画は、彦根市の最上位計画である総合計画を基本としながら、彦根市の土地利用の上位計画となり、その下位は彦根市都市計画マスタープラン、彦根市立地適正化計画、ここでは間違えておりますが彦根市農林振興計画でなく農業振興地域整備計画、森林整備計画があります。彦根市の土地利用の上位計画として、グランドデザインを示すものです。具体的な方針を決めるものでなく、大まかな方針を示す計画となります。

今回、国土利用計画は総合計画と同時に作成しますが、総合計画は審議会の諮問事項となっており、諮問・答申をして、さらに議会の議決をもって作成させていただくのですが、国土利用計画は審議会の諮問事項となっておらず、審議会の場を通じて、皆様ご専門の方のご意見をお聞きした上で、作成することとさせていただいております。議会上程に関しましても、この国土利用計画については予定をしておりませんので、こういった形にさせていただくものでございます。

国土利用計画のこれまでの流れについては、令和元年度に国土利用計画の基礎調査等を行い、その結果をまとめて令和2年度から次期国土利用計画素案(案)を策定してまいったわけでございますが、その中で、庁内の検討を経まして今年の8月に委員の皆様へ、事務局でまとめた素案を提示させていただきました。

大変お忙しい中ではございましたが、約1カ月間じっくり見ていただきまして、ご意見を頂戴したという流れになっております。そのご意見というのが本日B5-3としてまとめさせていただいたものです。この後、事務局として考えております流れは、事前のご意見提出以外のところでも、必要なご意見がございましたらご意見をいただき、さらに修正をさせていただきます。国土利用計画につきましては滋賀県との調整が必要となっておりますので、修正したものを滋賀県と協議しまして、さらにそこからパブリックコメントをさせていただきまして、最終策定とさせていただきたいと考えております。

今後いただきましたご意見は、事務局で修正した上で、委員の皆様にご報告させていただいて、同時に滋賀県との協議を進めていき、滋賀県から修正等の意見があれば、さらに修正して委員の皆様にご報告させていただき、その後パブリックコメントを実施します。

[部会長]

今回から県協議までのスケジュールの確認ですが、今日は素案のご説明をいただくのと、それに関連する、あるいはそれ以外のところも含めてご質問ご意見いただくという事ですが、県協議はいつくらいの子定ですか。

[事務局]

本日ご意見がどれほど出るか、修正箇所がどれくらいになるかにもよりますが、事務局としては直ちに修正をさせていただいて、10月中には県協議に入りたいと考えております。県協議の期間ですが、大体1箇月程度かかる予定で。

[部会長]

今日、質問・意見、その他が出切らなかった場合の対応について、事務局はどういう考えでしょうか

[事務局]

事務局としましては、8月いっぱいゆっくり見ていただいて、事前に意見をいただいております。加えて本日意見をいただくという形をとっておりますので、基本的にはすべてのご意見を本日で出切るかなと考えております。従いまして本日終わりましたら、直ちに案の修正を行いまして、県との協議に入りたいと思います。

[部会長]

それでは今日ご質問・ご意見をいただきますが、もし時間等不足した場合については、さらなる会議は想定してないという事ですね。

[事務局]

本日のご意見を踏まえて最終案を確認していただく形になると思いますので、さらなる会議は、予定はしておりません。

[部会長]

本日もし時間等不足した場合は追って書面等で期限を決めて、追加でやり取りをするご質問・ご意見等をいただくという形でよろしいですか

[事務局]

その場合は、そのように対応させていただきます。

[部会長]

ただ今の前段の流れにつきまして、何か、委員の皆様からご質問・ご意見等がございますでしょうか。私のほうから、市からの説明の補足をさせていただきたいと思います。今回、国土利用計画というこ

とで、国土利用計画法という法律は1974年という高度成長期が終わった段階のところで、非常に日本の国土の土地利用が混乱しているという状況の中で、総合的かつ計画的に土地利用の調整を図るといふ目的で定められた法律で、先ほど事務局から説明がありますように、全国計画、都道府県計画、市町村計画というかたちで作られています。国土利用計画のなかでは、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域といったような全国の中では5分類の区分をして、それぞれの土地利用コントロールについては、例えば都市地域であれば都市計画法、農業地域であれば農振法、森林地域であれば森林法と個別の土地利用の計画を立てているわけです。しかし、それぞれでやっているとうまく行かないことが多々生じてきているという事が、国土利用計画を市町村でもしっかりと議論しなくてはならない部分です。例えば都市計画でも、どうしてもフリンジとよばれる周縁部や、各種計画でも白地地域などとよばれ、計画・管理が行き届かないような部分で、様々な土地利用の問題、地域環境の問題が発生します。そういった問題をしっかりと調整しながら計画を作っていきましょうというのが、国土利用計画策定の非常に大事な要素だと考えます。ですので、個別の都市計画審議会で都市計画を議論する、農業の分野で議論をするなどの際、他の分野に及ぶ話になったときに、どうしても事務方も含めて対応が行き届くとは言い難いことが多々生じます。ですので、今回の国土利用計画の策定というものを通じて、普段なかなか調整が図られていない所、そういった問題について、是非しっかりと議論していただきたいと思います。皆さんご専門の方々にご参加いただいておりますし、企画課以外にも関連する部局に参加いただいております。

事務局から参加していただいている部局を紹介してください。

[事務局]

本日参加させていただいております市内の関係部局ですが、市民環境部から「生活環境課」、ここは環境とか公害の関係を担当しております。産業部からは「農林水産課」、農業・林業・水産業関係を担当しております。同じく産業部から「地域経済振興課」、企業誘致等を担当しております。都市建設部からは「建設管理課」、道路、市道の管理を担当しております。都市建設部から「道路河川課」、道路とか河川の施設設置等を担当しております。同じく都市建設部の「交通対策課」、バス路線など担当しております。同じく都市建設部の「建築住宅課」、市営住宅の管理や空き家対策など担当しております。さらに都市建設部から「建築指導課」、建築確認等を担当しております。歴史まちづくり部からは「都市計画課」、今ほど紹介がありました都市計画マスタープラン等を担当しております。同じく歴史まちづくり部から「景観まちなみ課」、景観計画や歴史まちづくり計画等を担当しております。同じく歴史まちづくり部の「文化財課」、文化財の保護を担当しております。上下水道部から「下水道建設課」、下水道の建設や維持管理を担当しております。同じく上下水道部「上水道工務課」、上水道の設置や維持管理等を担当しております。以上です。

[部会長]

関連部局の方々も本日オンラインですがご参加いただいておりますので、普段各分野でなかなか聞き及んでいないような部分についてもご回答いただけたらと思います。この国土利用計画策定を通じて、ご専門に関連してくる分野やそれら関連部局とも相互理解・課題共有を図りながら、今後の施策展開に是非活かしていただきと思います。国土利用計画策定はそういう場となるべきだと思いますので、是非

皆さん積極的なご意見をよろしくお願いします。

本日の審議に際し、2点申し上げておきたいと思いますが、一つは、土地利用についての計画であるという点にご留意いただきたい。様々な課題があるかと思いますが、今回は総合性もありますが、特に土地利用という側面の計画である点です。もう一つは、相互調整であるという点です。個別計画については、やはりそれぞれの分野でしっかりと計画等策定されていると思いますので、相互調整という側面と土地利用という側面から是非ご意見をいただければありがたいと思います。

では、事務局から国土利用計画素案についてご説明をお願いします。

[事務局]

資料説明 資料B5-2 次期国土利用計画素案(案) 1ページ~20ページ

資料B5-2 次期国土利用計画素案(案) 1ページ~7ページ

[部会長]

第1章の土地利用に関する基本構想、20ページまでの所と、資料B5-3 意見とその対応で7ページまでということで、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。委員の皆さんいかがでしょうか。

[委員]

事前質問19番として3ページのhaの表示についてですが、ha追記という事を言っているのではなくて、ここでは㎡を書かれています。それ以降の解説の中でhaの記載が多いので、今の時代SDGsと言われている状況で私の認識としては㎡に統一したほうが見やすいと思います。皆さん、先生方、市役所、専門の方はhaのほうが一般的なのか、そのあたりがわからないので、ここは㎡だけでいいと思ったのです。皆さんの認識でhaを追加してあるほうがいいのかと、そこだけ思いました。

それから2ページの件でも質問してもいいですか。20行目の右側の『滋賀県土地利用基本計画<法第9条>』と下の『土地利用に関する個別規制法による措置<法第10条>』の縦線がありますが、これは二重線にするのか矢印にしたほうがいいのか、ここだけ細い縦線ですので矢印を入れたほうがいいのか。それと、下の28行のところに※<法第 条>という形で数字が抜けているので、そこを報告させていただきます。

[部会長]

それでは3点、事務局からお願いします。

[事務局]

まず1点目のhaにするか、kmにするかというところですが、これに関してはこれまで国土利用計画はhaで記載しておりまして、基本的にkmが出ているのは3ページのところだけになります。もちろんkmでも問題ないかと思いますが、これまでとの継続性からhaにしています。もう一つの点に関しましてもそうなのですが、都市空間研究所さん、この線のところと、今のhaのところ、コンサルタントとしてどのような見解がございますか。

[都市空間研究所]

まず1点目のhaの件ですが、この計画が上位計画で、次に続くのが下位計画。下位計画では基本的に事業においては、ほぼhaで事業が進んでいくという状況がありますので、まずこの時点で、haで整理しています。

2点目の線になっていることですが、こちらのほうは矢印でもいいのかなと思っております。そのままの施行になりますので、実際に矢印で指していただいてもいいのかなと思っております。

[事務局]

それではこの図のところは矢印に修正をさせていただきたいということと、最後委員からの質問で「法第 条」の数字が抜けているご指摘ですが、これは2ページの図の中で、「法第 条」と書かせていただいている部分があり、それらが全部、国土利用計画法に基づいています、という意味ですので、ご理解いただければと思います。

[部会長]

他はいかがでしょうか。

[委員]

昨日たまたま彦根市のホームページを見ていましたら、行政評価が載ってまして、その中身を最初にパッと見たところの1ページ目に、この計画の17ページの18行目、「工業用地については近江鉄道鳥居本駅周辺や野田山駅周辺」のことが載っていました。行政評価の施策評価調書の一番上に出ていたので気になったのですが、「市街化区域内の野田山地区においては工業系の空閑地がまだ存在しており適切な土地利用を誘導する必要があります」と、現状と課題のところに掲載がされておりました。下のほうの指標による評価で見てみると「工業立地はないものの太陽光発電施設による一定の土地利用は見られる」という事が書いてありますが、やはり工業用地ということですので、雇用が生まれるというような利用をしていただきたいなと要望です。

地域経済振興課の評価調書を見ても「企業誘致および既存企業の成長支援の両面から企業立地を促進し雇用機関の拡大、消費力の向上、および本市財政基盤の強化を目指します」と、目指す成果のところにも書いてありました。是非そういう雇用が生まれるという形の企業誘致等をお願いしたいと思います。

仕事柄いろんな企業様とお話をするのですが、彦根に進出したいが彦根市には土地がないということで、この前も、全国的なテレビCMをやっているような薬品会社から相談があり、いろいろ話をしました。しかし、そこは愛荘町のほうに今話をしています、ということがありましたし、他の会社では、多賀町のほうにスマートインターができるという事でその近くに考えています、ということでした。彦根市も、これは民間の土地ということですが、できるだけその民間会社と連携をとりながら、どんどん新しい企業を誘致していただけたらと思います。要望です。

[事務局]

この企業誘致の点、ごもっともだと思います。野田山地域等に工業専用地域があり、ほぼ工場しか建

てられない地域となっております。そこには工場を誘致していかなければならないと考えております。市のほうでも、それまで工場等設置奨励条例を平成 28 年度に改正し、土地の取得に対する助成を創設しました。市のほうでは、財政状況もあり自前では工業団地の開発はできない状況ですが、土地を取得される場合も、手厚く補助をしていくということで取り組ませていただいています。今後もその点は変わっていかないと考えております。

[部会長]

これは、宅造されていない、工場用の敷地になっていない土地の状況という事ですか。

[事務局]

まだ、農地のような状況で残っているところがたくさんありますので、その部分です。

[部会長]

そこは工業専用地域ですね。

あとは撤退した工場、撤退しているような空閑地とかも、少なからずあつたりしますか。建屋が残っているかどうかとか、そういう場所もあつたりするのですか。

[事務局]

空き工場とか、空き地に関しても、数年前になります。地域経済振興課のほうで調査をしております。その情報というのは集約しているところです。市内にもあるのはありますが、やはりある程度、これは印象になります。工場が進出したいというところが多くありまして、空き地ができたらすぐ違う工場になるということもあります。ただ地域経済振興課のほうでも売ってもいいという土地は把握し、紹介しています。

[部会長]

取組のほうもよろしくお願いします。

他はいかがでしょうか。

[委員]

関連するかどうかわかりませんが、思いを述べさせていただいて反映されればなと思います。彦根市の現状を鑑みて、南北のいろんな意味で隔たりがあります。ここで南北、中部の土地利用での分析をされています。いろんな意味で北部のほうに一定のものが偏って、南部のほうは農業地帯であるという形で、ちょっと見過ごされています。これは全体的に考えると、もう少し施策的にも南部のほうにいろんな思いをもって、開発ならびに行政的に行動しなければならないのではないかと思います。ただ南部のほうで 20 ページに 1 文ありました、「文教施策、・・・を計画的に配置し・・・」、こういう文言が出てきているのですが、例えば文化、スポーツ、教育、また他のあらゆる施設が、あとのほうにも書かれています。そういったものをこの土地利用とともに公の土地取得、それらを計画でやりながら、南部のほうにもっと意図的に計画的に持ち込むことによってバランスのとれた市の賑わいを計画するのも、こ

の中にあってもいいのではないかと思います。そこが見当たらなかったの、私の意見を述べさせていただきます、反映されるならば考えていただきたいと思ひます。

[事務局]

現在、南部のところ、ちょうど19ページの南部地域の概要のところ、少し記載させていただきます。荒神山古墳、自然公園、荒神山、曾根沼の内湖、そういった部分があるのと、それと南部は、やはりどうしても農業が盛んな地域になっておりまして農地としても保全を図っていく必要があるというのがあります。そこにも書かせていただいている通り、ほとんどがほ場整備等によって基盤整備がなされている地域というところ。そうした中で、なかなか市街化調整区域で農業振興地域になると開発が難しくなってくるという部分はあるんですが、現在、稲枝駅の周辺で、市街化調整区域で、地区計画と言ひまして個別の計画を作りまして開発を進めるといふことを随時進めております。そういった点に関しましては、現在も進んでいるという状況です。具体的にどこに記載するかどうかというの、検討はさせていただきますけれども、南部に関しましては、要は調和のとれた開発と言ひますか、そういったところは現在も取り組んでいるところですので、ご理解いただけるとありがたいと思ひます。

[委員]

委員の話にも関わるのですが、これを見させてもらいますと、耕作放棄の問題とか、水田の多面的機能の役割発揮を大きく書いていただひています。その中心になっている担ひ手は、その農業集落の住民さんも結構重要だと思ひますが、この土地利用では農業集落についてどういふふうにかかれていふのかなと思ひて見ているのですが、なにも出てこないです。先程の20ページの南部地域の宅地のところ、駅周辺の市街地化区域のところはありますが、南部地域がこの辺は集落形態が集村で固まっています。そこも空き家が増えてきて、なかなか集落機能が維持できないという問題もあります。例えば、そこに人が入ってくる施策であるとか、そういったことも考えられる中で、農業集落の宅地は、その集落や周辺地域をどういふふうにするのかという部分とか、何かそういう考えが載ってきてもいいのかな、この20ページの南部地域のところでは載ってきてもいいのかな、という思ひがあります。そこを委員がおっしゃられるように、人はその集落に住み着いて、そこは集落機能が維持できて、水田等が維持、耕作放棄が少しでも解消できるような、そういう部分のあり方が書かれてもいいのかなと思ひました。

[部会長]

非常に大事な点だと思ひます。事務局はどうでしょうか。

[事務局]

事務局としましてご指摘の点、非常に重要な点だと思ひますので、どういふ形で追記をしていふのか検討させていただきますと思ひます。

[部会長]

今の点はこの後出てきますが、宅地という区分では、集落居住地域の部分も宅地としてしっかり位置

づける必要があります。20 ページでは市街地的な宅地しか言及されていないと見受けられますので、集落居住域の宅地についても言及して下さい。

他はいかがでしょうか。オンラインの方もよろしいでしょうか。時間のほうもちょうど 1 時間経ちましたので、第 1 章については一旦ここまでとさせていただきたいと思います。休憩を 11 時 10 分まで入れまして、第 2 章以降についてご議論いただきます。

(5 分休憩)

それでは引き続き素案の事務局説明をお願いします。規模目標、措置、資料編、続けてよろしく願います。

[事務局]

【説明】

資料説明 資料B5-2 次期国土利用計画素案(案) 21 ページ～

資料B5-2 次期国土利用計画素案(案) 8 ページ～

[部会長]

2 章の規模目標、3 章の措置、参考資料ということでご説明いただきました。委員の皆様から何かご質問ご意見等ございましたらお願いします。

[委員]

計画の構成の話ですが、上位計画を県の計画では、『はじめに』があって『おわりに』がありますが、この原案では『はじめに』はありますが、『おわりに』がないのですがその点はどのように解釈したらよいのか教えていただきたいと思います。

[事務局]

本計画においては『おわりに』は特に追加をしておりません。県の計画を見ますと、それぞれの書いたことのまとめという形で『おわりに』を書かれてはいるのですが、内容的には繰り返しになるかなという部分もありますので、あえてこちらのほうは市のほうでは入れてないという状況です。

[委員]

はい、わかりました。

[部会長]

他はいかがでしょう。

[委員]

参考資料のことに触れられましたので、わたしもこの参考資料を使いながら、前のほうに戻ることにしますが、素案で示されました 19、20 ページについて意見を述べさせていただきます。

実は先ほど委員からもご指摘がありましたとおり、南部地域においてやはり我々、居住している者にとっては、なかなか彦根市にある施設、文化施設、あるいはその中で利用できるものがなかなか南部地域のほうには回ってこないということが言われています。私も審議会のほうで力説をさせてもらっていますが、実は南部地域の括りというのは、今回素案に示されています 19 ページのウの南部地域で「広がる田園環境に多彩な地域資源が点在する地域」と示されています。それなりの古墳であるとか、公園であるとか、そういったことが書かれています。ただそれらが点在しているだけということで、大きな括りとしては、田園環境に恵まれたという、この括りだけが強調されていると思います。そのことを含めて参考資料にある現行計画、彦根市の第 3 次国土利用計画で、南部地域のところを見させてもらうと、16 ページの南部地域③のところの四角の囲みの部分です。この囲みの上の部分は、素案とほぼ重なっていると思いますが、その下です。下の 3 行目、「また、滋賀県立大学およびその周辺地域は学術的研究拠点機能を活用した『産、学、民、官』の連携による研究開発」うんぬんというのがあります。現行計画ではかなりきっちりと、そういうふうな学術研究の拠点を作ることが示されています。特に滋賀県立大学を中心としたものが示されています。それに合わせて、現行計画の 17 ページの真ん中より下のところで、「また滋賀県立大学およびその周辺地域は研究学園都市として、学生等の若者が住みやすいまちづくりを進め、その機能と機能が十分果たせるよう整備、誘導を図る」とし、さらに拠点としてその場所を整備するという事になっています。さらに、「その他の土地利用については、隣接する中部地域犬上川周辺の文化芸術等や福祉の施設のゾーンと併せて」そういうような大きな都市拠点となるような計画で土地利用を図ると書いてあります。なぜ南部のほうになかなか視点が行かないのかということですが、南部は田園だ、自然環境に恵まれている、その保全だと、という括りでしか彦根市の全体として見ていないと思います。実はそうではなく、学術研究の拠点がきちっとしたものがあって、それを含めて南部を見てみると滋賀県立大学があり、その少し行ったところに荒神山があって荒神山の麓には、子どもセンター、青少年の育成するための施設が完備されて現に利用されている。そして、清掃工場、文教施設という事で図書館の中央館の建設も予定されている。そういうものを点として捉えるのではなくて、もっと大きな目で、線をつなぐ、そういうものを全部つないでそれが具体的な都市機能であると括っていく必要があるのではないかと思います。そうすると、そこには公共交通のシステムを乗せていけば彦根市としても十分南部のほうにも目を向けた、全体的な横断的な流れができるなと思います。

いつも思うのですが、素案の中にある 33 ページの彦根市の土地利用構想図を見ていると、きっちりと整備されているのは犬上川より北だなと思います。南のほうは、こういうに大きな半分以上を占めるところが、がら空き状態になるのかと思います。もちろん、それには土地利用の農業地域とか市街地調整区域という括りがあることは重々承知しても、何もそれを壊さなくても、今点在する施設あるいは拠点、そういうものを結ぶことによって十分彦根市全体の構想をたてることができると常に思っております。ただ、その方向がもう少し南部地域の括り、そのあたりを現行の土地利用計画とあわせて提示をお願いしたいと思います。

[事務局]

現行計画では、南部のほうに滋賀県立大学等が入っているのにも関わらず今回は入っていないのはなぜかというところですが、現行の計画から現在の新しい計画に至るまでの間に、立地適正化計画というのができました。こちらに関しましては、基本的には、駅周辺においてコンパクトなまちを作っていく、それと既存の市街地とか既存の集落と交通等のネットワークを作りながら、コンパクトな形で発展をさせていく、維持していくという計画です。これの背景にあるのが、市街地やインフラなどの整備をどんどん広げていくとスプロール化してしまうということです。道路や下水道もそうですが、広げていくことでインフラコストが過大になってくる、ということが課題になっています。それを解決するため国が立地適正化計画の制度を作り、それから市のほうでも作っていったという経過です。そうした中で立地適正化計画は駅周辺を拠点としてコンパクトシティにしていくというものですが、滋賀県立大学周辺の部分に関してはその部分との整合性、ズレが生じるため抜かせていただきました。ただ、おっしゃるように実際に県立大学がそこにありますし、今、委員が言われたようにその文教地域との連携をさせていながら土地の利用を図っていくところは重要かと考えています。

今いただいたご意見をどのような形で反映できるかという事は、少し検討が必要かと思います。いずれにしても、他の委員からも南部地域の記述の仕方に関してはご意見をいただきましたので、その点も踏まえて検討させていただきたいと考えております。

[部会長]

地域別のこれからのあり方についてのご意見がしばしばございます。総合計画のほうでは地域別構想は作らないとのことでしたが、都市計画マスタープランや国土利用計画等では、地域別の観点も重要です。そのあたり、都市計画マスタープランや立地適正化計画の策定段階などで、地域別のまちづくりのあり方についての共有が充分できていないのではないかと。新しい技術などもふくめ、地域別のこれからの暮らし方や土地利用・整備のあり方、そういったものについて共通理解をはかっていくことが必要です。そのあたり、市としてはどのようにお考えですか。

[事務局]

市として大きな計画として総合計画・国土利用計画があるのですが、実質的な計画というのは、個別計画で都市計画マスタープランとかになってきます。ただ、今もご意見いただいていますように南部地域を市として全体的にどう活性化させていくのかという事は、当然ながら大きな問題と考えております。稲枝地域ですとか、駅周辺の開発だとか、そういう事も含めて、取組を進めていく方向ではあると思いますので、そこはご理解いただきたいと思います。

[部会長]

こういった計画は、地域としっかり共有していく事が非常に重要です。都市計画マスタープランの策定でも地域別懇談会や地域別ワークショップなどを行っているかと思いますが、なかなか計画・施策の地域像が、共有できていないのではないかと思います。こういった問題は相互理解を深めていくことももちろん大事ですが、まさしく総合計画や国土利用計画の策定は相互調整をする場ですので、関係各課ふくめ、よろしくをお願いします。

[委員]

委員が滋賀県立大学にも言及いただいたので、それについても触れながら、部会長もおっしゃいましたが、一つの市の中でも多様な環境ライフスタイルが実現できるということで、その生きがいに関わる場所では多様な違いが南北であっても良いと思います。生きやすさとか暮らしやすさについては、ハード・ソフトともに格差を無くしていくということは、必要だと思います。大学について、とおっしゃって下さったので、私も学生たちと大学について活動する中で、南部地域でも里山資本主義的な、今、彦根ビールというものを彦根の企業の方のご支援で滋賀県立大学の卒業生が2人頑張っている。新しい事業とかライフスタイルもある中で、また検討いただきたい。

それから滋賀県立大学が自転車等で大変地域にご迷惑をおかけしているということを考えると、自転車がいわゆる公共交通であるかと思えます。そのへんも検討しないといけないのだろうなとも思いました。そういう意味で、南部地域でもともとお住まいの方と、新しく入ってきた学生たち、例えば石寺町は教員がシェアハウスをして学生が住んでいるというような事例もあって、空き家が解消されていくということも現にある。一方で、委員と一緒にやりかけて挫折したところがあるのですが、彦根の八坂町あたりで学生がたくさん住んでいる中で、地域の方々といろんな事業をやろうとしたときに立地適正化計画が壁になって実現できなかったアイデアもあつたりする。そういう意味でさきほど部会長がおっしゃったことで、整合を図ったり、考えていく必要があるのだろうと思いました。

また、27 ページの低炭素社会ということでは、そういう意味で南部地域というのは大学がありますので、総合計画では大学を資源として、学生を活かす、人数として学生を活かす視点は結構あつたかもしれませんが、人材として活かすという部分もあつたかもしれませんが、この低炭素社会の実現については、滋賀県立大学でもやはり知的集積もありますから、そういうところとの連携というようなことを少し強調してもいいのかなと思います。つまり滋賀県立大学を核とした場合に、南部地域が低炭素化社会実現に向けたモデル地域として滋賀県立大学がまず実現するとか、そういう観点があるのではと思います。さらに、周辺の集落地域では、先進的な低炭素のモデルということにもつながるのではないかなという気がします。これが大学との関りがひとつと考えると、そういう意味で知的集積がちゃんと活用するのだということを、総合計画の中でどれだけ言っていたのか、という部分をもう一度確認しておこう、私として反省しております。

もう一つは、また違う観点、27 ページだと 8 番のところに書かれている景観という事に触れさせていただきますが、この景観の中に、眺望景観というようなものは、この中に含まれているのかという事が少し気になります。世界遺産登録されるということを目指してやっています。そうならなくても彦根のシンボルとして彦根城のそれぞれの景観を守るだけじゃなくて、やはり眺望を、少なくともロンドンのプランまで行けとは言いませんが、少なくとも彦根城とかそういうものに関する眺望景観の維持・確保ということも、この計画の中には入っていると考えていいのかなどうか、お聞きしたいと思いました。

[部会長]

事務局はいかがでしょう。

[事務局]

まず滋賀県立大学の知的拠点という位置づけとかというところですが、先ほどの他の委員との話にも共通しますが、この計画内で現行計画では滋賀県立大学のことを入れていたのが抜けているという部分もあるかと思しますので、そこをどう記載するかという中身を検討させていただきたいと思います。

委員がおっしゃる点も非常に重要な視点かなと考えております。それと眺望景観のところですが、確かにおっしゃるようにここではそこまで意識して書けていないというところがあります。先生もご存知の通り世界遺産登録にあたって眺望景観はかなり重要になってくると思いますので登録の事情を入れるか検討させていただきたいと思います。

[委員]

ちょっとくどいようですが、先ほども委員からお話がありました。もう一度19ページの南部地域の一番下、ここの中に書かれている『市街地はJR河瀬駅、JR稲枝駅を中心に生活に必要な機能が集積し、自然、田園景観と調和した市街地を形成していく』このようにまとめられています。生活に必要な機能が集積しというのはちょっと私には疑問ですが、それは民間の商業施設が集積されているということで、これはいわゆる政策的な面とは違う面で集まって来ています。北部、中部でもどういうふうに書かれているかという北部では『商業・業務・公共サービスを集約し、』と書かれています。また中部でも『都市生活において必要な商業・業務・公共サービス機能が集積する都市拠点を形成し』というふうに書かれています。南部はそういうことは書かれていません。先ほどの委員の話ですが、やはり田園地帯だけで終わってしまう、となってしまいます。そうすると、この南部の市街地は、JR河瀬駅、JR稲枝駅を中心に生活に必要な機能が集積し、のではなく、『文教等・公共サービス機能を充実させるとともに、自然、田園景観と市街地を共生していく』というようにいまわし、委員も積極的な文言で施策を図ってほしいという願いだと思います。思い付きで述べさせていただきましたが、その文言をもう少し突っ込んで、意図的に計画的に安定的な重視施策を想像させるような文言をそこへ挿入していただきたい。

[事務局]

確かにおっしゃるとおりかなと思いますので、一旦その部分に関しては、どういう文言がいいのかということ調整させていただきまして、もう少し積極的に強める方向でできないかということで検討させていただけたらと思っております。

[部会長]

必ずしも従来型の都市集積の形だけではないでしょうし、かといって従来型の田園のあり方だけでもないと思います。これからのあり方を提案できるような地域像を構想いただきたいと思います。

他はいかがでしょうか。

[委員]

くどいようですが、構成の話です。現行計画のほうでは『前文』という項目がありますが、今回は『は

はじめに』というように名称が変わっているのですが、『はじめに』という内容であって、計画の位置づけと計画の年次目標の話なので、これは『はじめに』という名称でいいのかどうか、また、『前文』がいいのか、それとも他に違う言葉があるのか、ちょっと事務局のほうで検討だけでもしていただきたいなと思います。

[部会長]

他はいかがでしょうか。

[委員]

前段のほうで意見を述べたいと思います。

6 ページの 19 行目あたりですが、現行計画の第 3 次土地利用計画ですと頻発する集中豪雨などが懸念されるので河川などの整備を進めますという表現でしたが、今回の素案を見ますと、芹川をはじめとする各河川においてがけ崩れや河川護岸の崩壊が発生しているという表現が使われており、そこが知りたいなと思っています。私どもはここ数年間で芹川が氾濫したという事を記憶しておりません。確かに都市河川ですので 1 回被害が起こりますと大変なことになります。私の経験からいうと懸念されるくらいのところだと思うのですが、よろしくお願いします。

[事務局]

この部分に関しましては芹川をはじめとするというのは、例示としておりまして、特段事務局としてそこまで意識をしたものではありません。おっしゃいますように芹川で特別な水害が起こったということはありませんで、ただ過去芹川の近辺では水害が多かったというところで、代表して書かせてはいただいておりますが、他の河川と比べて特記しなければならないかという、そうでもないかなと思います。例えば削除させていただくなりということの後ほど検討させていただけたらと思っております。

[部会長]

前半・後半ふくめ、いかがでしょうか。

私から幾つかあります。22 ページの表で、『その他』と『その他の宅地』があります。公共用地、公有地はどちらになっていますか。

[都市空間研究所]

41 ページをご覧くださいますと住宅地、工業用地、その他の宅地ということで宅地の中でも実際に宅地化されている部分という事で、住宅と工業を除いた範囲、その他の宅地の中に、公共施設が入ってくるということになっております。

[部会長]

ということは、公共用地、公共施設等が建っている場合は、「その他の宅地」ということですね。22 ページと 41 ページは一致していると理解しますが、それと第 1 章に出てくる公共用地も一致しているということですね。それで、29 ページのところの「その他の宅地」ですが、ここは記述としては民地

だけのような書きぶりですが、これでよろしいでしょうか。

それともう一つ、「参考資料」の彦根市全体の図に出てくる「その他のグレー」が公共地になっているのですが、「その他」「その他の宅地」「公共地」など、記載箇所による違いは大丈夫でしょうか。

[都市空間研究所]

29 ページについては公共施設が入っていますので、その記述が若干抜けていると思われれます。

図面のほうについては宅地の中で、その他の宅地が若干含まれている状況になっております。ですので、その他の中に公共施設が混じり込んでいる絵になっております。

[部会長]

公共用地がどう扱われているのか、不明瞭な箇所が見られますので整理いただければと思います。

次に、21 ページ、22 ページあたりで、国立社会保障・人口問題研究所の推計を使うとは言いながらも、政策人口というか、ある程度人口を増やしていきたいという話でした。なお、宅地の場合、世帯数も重要になってきます。その一方で、22 ページに関しては目標というよりは、土地の動向となっております。トレンドで示すということと、そういった政策目標に対してそれを実際にどうやって施策展開していこうと考えているのか、というところが後半の肝だと思えます。21 ページと 22 ページの関係について、事務局としてはどう考えているのでしょうか。

[事務局]

この部分に関しましては、宅地を大幅に増加させるというより、既存の空き家の利活用とか、低未利用地の利活用とか、そういったところを図っていききたいと考えています。そうすることによって人口増に伴う宅地需要をそういったところで賄っていききたいというのが事務局の考えです。

[部会長]

そこについては、どこかで明示しているわけですか。

[事務局]

申し訳ありません。明示はできてないと思いますので、それは説明を加えるようにします。

[部会長]

そこはとても大事な点です。これ以上、宅地は広げていかないけれど、既存のストックを活用しながら、目標としている人口に向けていく。これからの都市をどうしていくのかの設定となっている部分なので、明示できるのであれば明示していただき、関連各課と共有いただきたいと思います。

土地利用構想図(案)は、彦根市は市街化区域がもともと広いですし、基本的に市街化区域をマックスに示しているということですね。あと、11 号区域(条例によって一定の開発を認める区域を指定する都市計画法 34 条の 11 号)や、調地区(市街化調整区域内の地区計画)は、色は塗っていますか。

[都市空間研究所]

調地区(市街化調整区域内の地区計画)は入れていません。測地的に示せないため、入れていません。

[部会長]

11号区域は、色は塗ってないですか。

[都市空間研究所]

入ってないです。

[部会長]

わかりました。あと、立地適正化計画の居住誘導区域等は、考慮しなくてよろしいですか。立地適正化計画の居住誘導区域等は、市街化区域よりもだいぶ絞って設定されていたでしょうか。

[事務局]

この国土利用計画に関しては市街化区域で区切ることとしております。立地適正化計画はさらにそこからという形にはなりますが、一応市街化区域も法的には開発をしていく区域には入ってくるかと思しますので、そういう括りで整理しています。

[部会長]

それらについては、庁内各課や事業者、地権者、市民等とも認識共有が必要になる部分と思います。これは参考資料ですが、外には出ますね。

[事務局]

参考資料もこのまま付けた形で出すことにしております。

[部会長]

市町によっては、市街化区域よりも広い範囲で赤を塗る国土利用計画もあって、そういうところは事業者や地権者、住民も、ここは将来どうなるのかとか、開発等の見込みを市として考えているのか、という話にもなってきます。

彦根市としては、市街化区域で区切るけれど、立地適正化計画の居住誘導区域までは絞っていない絵を出すということですが、特にフリンジ部分で土地利用や開発等に対し、市はどのような方針を持っているのかという点はしっかりと提示していただきたいと思います。

市街化区域の外側も、11号区域とか農振白地(農業振興地域内の農用地区域外の農地)で開発許可がとれるようなことも実際、想定されているわけです。そういったことに対し、土地利用方針はどう位置付けているのか。人口としては増やして行きたいというところもありますし、どう整合させていくのかという説明が必要ですので、関連部局で整理・共有いただきたいと思います。

あと、質疑対応の中で「ご意見として賜り、今後の施策として参考にさせていただきます」という回答になっている部分がありますが、ここは相互調整する場なので、関連部局名や関連計画・施策名を示

していただきたい。もちろん事務局・企画課が窓口になって対応いただけるのは有難いのですが、あわせて関係課、関連計画・施策等も言及していただくほうが、より相互共有が深まっていくと思いますのでよろしくお願いします。

[事務局]

今後検討してまいります。

[部会長]

全体を通して、他はよろしいでしょうか。

部会の会合としては今回が最後の予定ですので、最後に申し上げたい点があります。いろいろな市町で都市計画等の審議をしたり総合計画等の策定をしたりしますが、やはり総合計画も国土利用計画も作って終わりにするのではなく、年1回でもいいので、進捗管理をする必要があります。その時々の問題点等を、総合計画や国土利用計画で相互共有・相互調整する場が必要だと、いろいろな市町で常々言っています。例えば、彦根市土地利用懇話会のような形でもいいので、それぞれの分野だけでなく、他の分野にもまたがるような課題や現状等について、相互に問題点を共有し、これからの施策展開に向けて、分野は分かれていてもお互い協力しましょう、そういう場が、総合計画審議会としても、国土利用計画のこれからを考えていく上でも必要だと思います。これからの彦根のまちづくりにおいて、より有意義なものになると思います。計画が作りばなしで終わらないよう、計画が生きた形のものとなるよう願っています。

[事務局]

ありがとうございます。おっしゃっていただいた通りで、進捗管理、評価なりをしていくというのは、PDCA サイクルを回していく上でも必要だと思いますので、ご意見いただきましてありがとうございます。できるだけそういう方向で検討していきたいと思います。

[部会長]

そういうことを感じた1つが、太陽光発電施設の問題です。あの問題は、景観審とか風致で審議になることもありますが、農地や森林部局のほうではどう対応しているのか、経産部局や都市建設部でやるのか、と言っているうちに発電施設がどんどんできて、環境上や防災上・安全上の問題が生じていたりする。

そういった分野をまたぐ部分について横断的に対応していくことを検討してほしいと思います。審議会のほうでもたびたび関連部局を挙げてください、関連施策や個別計画をできるだけ示してくださいと意見してきました。のこりの総合計画全体会もふくめ、今後につながるようご議論・ご検討いただければと思いますのでよろしくお願いします。

他はよろしいでしょうか。それでは、私の進行はここまでとさせていただきます。ありがとうございました。

[事務局]

長時間にわたり、ありがとうございました。

その他のところでスケジュールを説明しようかと思っておりましたが、冒頭に説明させていただきましたとおりでございますので、また今後そういった形で進めさせていただきたいと思います。事務局からの連絡事項は特にありません。

それではこれで会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(以上)

彦根市総合計画審議会 第3・第4合同部会 出席委員名簿

(五十音順・敬称略)

第3部会

担当分野：歴史・伝統・文化・観光・スポーツ・産業

所 属 等	氏 名
公益社団法人彦根観光協会 会長	一 圓 泰 成
滋賀県立大学 講師	上 田 洋 平
N P O 法人小江戸彦根 副理事長	岡 村 博 之
一般社団法人彦根市スポーツ協会 会長	小田柿 幸 男
公募委員	長 崎 弘 法
東びわこ農業協同組合 総務担当常務理事	柳 本 上 司
びわこ成蹊スポーツ大学 講師	吉 倉 秀 和

第4部会

担当分野：都市基盤・環境・安全・安心

所 属 等	氏 名
N P O 法人日本防災士会滋賀県支部湖東ブロック 代表	笠 原 恒 夫
犬上・彦根防犯自治会金城支部 支部長	柴 田 謙
滋賀県立大学 准教授	轟 慎 一
彦根市消防団 団長	中 村 藤 夫
公募委員	久 木 春 次
彦根市環境保全指導員連絡会議	森 雄 三
滋賀県湖東土木事務所 所長	山 崎 彰 吾

彦根市総合計画審議会 第3・第4合同部会 職員名簿

企画振興部長	長 野 繁 樹
企画振興部次長	馬 場 敬 人

他 説明員 15名